

近江八幡市介護老人福祉施設整備指針

1 基本指針

1 整備の目標

近江八幡市総合介護計画及び近江八幡市公的介護施設等の整備に関する計画に基づき、整備を行う。

2 整備の基準

「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」および「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」に定める要件を満たすほか、地域の特性が生かされていること。また、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入居・宿泊する社会福祉施設等については、スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置することが義務付けられたので消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）を遵守し設置等対応すること。

3 地域との連携

地域住民からの理解が得られ、地域住民が自由に集える場所となるよう、次の各号に掲げる事項を実施するように努めること。

- (1) 施設の立地する地元自治会に加入すること。
- (2) 市介護相談員の派遣の受入れを行うこと。
- (3) 地域住民、利用者家族等に対して認知症啓発講座等を実施すること。
- (4) 地域住民が利用者と自由に交流できる場所及び機会を設けること。
- (5) 施設が持つ機能及び設備を活用し、地域の実情に応じた地域貢献活動を実施すること。
- (6) 災害非常時の地域との協力関係の構築を図ること。

4 職員確保

- (1) 職員の確保は、事業開始までに計画的に行うこと。
- (2) 職員の確保にあたっては、既存の市内介護サービス事業所のサービス提供に影響を及ぼさないよう配慮ください。

5 職員研修

- (1) 開設者、管理者及び計画作成担当者等は、基準省令等に定める各種研修を修了していなければならない。また、積極的に専門知識の取得に努めること。

- (2) 事業者連絡協議会等に任意加入するとともに、市が実施する研修会には必ず参加すること。また、その成果を事業所内で伝達研修し、情報の共有を図ること。
- (3) 滋賀県内の介護サービス事業者等が開催する研修やセミナーに積極的に参加し、ネットワークの構築や自己研鑽に努めること。

6 介護等

介護計画の作成に当たっては、利用者が持つ能力を活かした内容とし、当該介護計画に基づき利用者と介護者（家族等）が共同で取り組むこと。また、各介護サービスの基本方針を深く理解し、個々の利用者の特徴を把握し、利用者の尊厳及び権利が守られた適切な介護を行うこと。

7 立地条件

施設の整備にあたっては、家族や地域との交流を確保する観点から、立地について基本的に次のいずれかの地域に限定するものとし、立地箇所の選定においては地域的なバランスを勘案するため事前に市と協議を行うこと。なお、八幡西中学校圏域については、整備率が低いため、事業者選考において加点を行う。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。）
- (2) 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿い、駅前、農山村等の集落地域内等、地域の住宅地の中にあるものと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域

8 第三者評価

サービスの自己評価や第三者評価を実施し、その結果を施設内外の見やすい場所に掲示し、評価結果とともに具体的な改善、情報公開等を行い、良質なサービスの水準を確保すること。

9 情報公開

利用者のプライバシーに配慮したうえで、市民がいつでも訪問できることとし、市民に開かれた施設となるよう積極的に情報公開を行うこと。

10 市及び県との連携

市及び県からの調査等の依頼に対し協力するとともに、指導、助言等を受けた場合は必要な改善を行うこと。また、常に市及び県との連携を心がけること。

2 介護老人福祉施設（短期入所生活介護）

1 構造

- (1) 原則としてユニット型個室とし、「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」および「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」に定める基準に適合すること。
- (2) 短期入所生活介護（10～20床）を併設すること。
- (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分に配慮すること。
- (4) 他の社会福祉施設等と併設して設置する場合は、完全に独立した出入口を設けること。
- (5) 建物内及び敷地内において、段差の解消、スロープの設置等、高齢者に配慮した設備構造とすること。また、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の要件に適合できるよう努めること。

2 設備

- (1) 設備については、「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」および「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」に定める基準に適合すること。ただし居室については次に掲げる事項についても考慮すること。

(2) 居室

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。また、地域のニーズ等を勘案し、居室の定員を2人以上4人以下とする場合は、間仕切りや建具などにより個人のプライバシーに配慮した造りとし、市と協議の上決定することとする。
- イ 居室における寝具はベッド等が想定されるが、安易に柵などを設け身体拘束につながるが無いよう、利用者の希望や状態に応じ、例えば畳での対応も可能となるよう考慮すること。

(3) その他留意事項

ア 施設周辺の環境整備

利用者がより快適な生活が送れるよう、施設の緑化、ゆとりと潤いのある生活環境（畑・植栽・花壇・庭園、遊歩道等）の整備等、利用者及び地域社会に配慮した創意工夫による特徴ある施設の整備に努めること。

イ 地域交流スペース

社会福祉施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるよう、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースの整備に努めること。

(ア) ボランティアの情報交換の場、活動拠点等のスペース

(イ) 地域の人々と利用者が交流するための談話等ができるスペース

(ウ) その他地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース

ウ 災害時の電源確保手段として、非常用自家発電設備の設置を検討すること。

3 留意事項

- (1) 補助金を活用し、施設の用に供する土地及び建物を賃貸借等で確保する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）にある規定期間以上とすること。
- (2) 契約の時点で、抵当権等の設定が行われていないこと。
- (3) 地域を管轄する消防署及び建築確認申請所管機関に協議し、必要な手続をとること。
- (4) 介護保険施設等の連携施設と緊急時の職員の応援体制、通常時の交流等具体的な連携内容を定めておくこと。
- (5) 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業」を実施し、利用者負担の軽減措置を図ること。
- (6) 本事業開始後において、指導監督官庁等から定期的に集団指導・実地指導を行うので、日頃から適正な事業運営を推進すること。